

ふれあい収集



橿原市ごみ分別キャラクター
わけるくん



一般家庭ごみ出しに困っていませんか

高齢者又は身体障がい者のみの世帯を対象に、家庭の玄関先で、ごみの収集を行います。

	ふれあい収集	通常収集
ごみを出す所	玄関先	道路に面した場所 または集積場所
回数	週1回〔北部：木曜日、南部：金曜日〕 (不燃物・粗大ごみ・有害ごみは月1回)	週2回
出せるごみ	一般家庭ごみ ペットボトル・プラスチックボトル 資源ごみ(新聞・雑誌・ダンボール) 不燃物・粗大ごみ・有害ごみ	一般家庭ごみ

ご利用できる世帯

対象者となる世帯は、以下に該当する方のみで構成された世帯

- 要支援または要介護の認定を受けている方
- 総合事業うち介護予防・生活支援サービス事業(一号事業)を受けている方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 70歳以上の方

収集までの流れ

①電話・申込み

②調査・面談

③審査決定

収集開始

①環境業務課までご連絡ください。

②訪問調査・面談を行ないますので、ご希望の訪問日、訪問時間等をお知らせください。

対象者確認やごみを出す場所の確認とごみの出し方などをご説明します。(約30分)

対象の方以外に、ご家族やご親戚、ホームヘルパー・ケアマネージャも同席して下さい。

③面談・調査の結果により決定します。

注意事項

※宅内へは入りません。ごみは玄関先まで出して下さい。

※集合住宅の共用部分に出す場合は、管理人等の了解を得て下さい。

※不燃物・有害ごみ・粗大ごみの収集は連絡が必要です。

※粗大ごみ収集だけの「ふれあい収集」の申し込みはできません。

(70歳以上の高齢者のみの世帯に「粗大ごみリクエスト収集」を実施しております。)

※その他、条件がありますので、下記までお問い合わせ下さい。

※総合事業の一般介護予防事業を受けている方は対象外です。

申込み・お問い合わせ・収集依頼はこちら

橿原市役所 環境づくり部

環境業務課 電話

0744-27-0526

月～金曜日(年末年始除く) 8:30-17:15